

## 投資情報

### 最低資本金要求等を撤廃

2015年10月28日、商務部は「一部の規定および規範性文書の改正に関する決定」(商務部令 2015年第2号、以下“2号令”と表記)を公布、即日施行しました。

これにより、外国投資者が中国で設立する株式会社、投資性公司(日本の持ち株会社に類似)、ベンチャーキャピタル、リース会社などに対する最低資本金の要求が撤廃されます。また、登録資本の払込期限を定めた規定、外商投資企業の投資・経営について登録資本の全額払込を前提条件とする規定も削除されました。

近年、市場参入を容易にし、市場経済を活性化させる目的で、中国政府は登録資本金登記制度改革を推し進めてきました。この制度改革の骨子となるのは、①会社設立登記時の登録資本に関する登記が、実収登録資本金制度(実際に投資者からの払込済出資金総額を登記する制度)から、授權登録資本金制度(将来払込む予定の資本金総額を登記する制度)へ移行すること、②出資金額、出资方式、出資時期については、会社と投資者との間の約束とし、会社の自主管理に任せ、行政が関与しないこと、です。

今までに、2013年12月28日付の中華人民共和国主席令8号では、「会社法」を改正し(2014年3月施行)、最低資本金の金額や初回出資比率、登録資本の払込期限に関する規定を削除し、会社設立に対する規制緩和を定めました。会社法の改正を受け、2014年2月7日付国務院が「登録資本金登記制度改革方案」(国発[2014]7号)を公布し、その後商務部は2014年6月17日に「外資審査管理の改善に関する通知」(商資函[2014]314号、以下“314号通知”と表記)を公布しました。これら一連の通達により、外商投資企業の設立等に関して、同様に最低資本金等の要求が廃止されました。しかし、314号通知ではどの外商投資関連法令、どの条文を改正するかを具体的に示していなかったため、実務上、各官庁は従来通りに設立登記や共同年度検査等を通じて外商投資企業に対し最低資本金等を要求していました。

今回の2号令の施行により、最低資本金廃止などの適用対象となる外商投資企業が明確になり、登記手続きに係る資料の提出が一部簡略化され、外国投資者にとって中国進出・中国での投資・経営活動は一層行いやすくなることが期待されます。

しかしながら、実務上の運用にあたっては所在地の関連政府部門に確認することをお勧めします。

#### 1. 主な改定ポイント

2号令では、29の規定、規範性文書の改正が行われており、その内容は多岐にわたります。以下、外商投資に関連する主な改正項目を(1)新規設立に関するもの (2)設立後の投資・経営活動に関するもの (3)設立登記資料や共同年度検査資料に関するものの3つに整理しご紹介します。

(1) 新規設立に関するもの

以下の会社形態・業態における最低資本金、登録資本の払込期限の要求などが撤廃されました。

会社形態・業態	関連規定	主な改定条文と内容
株式会社	外商投資株式会社設立の若干問題に関する暫定規定（外経貿部令〔1995〕1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>7条</b>: 全文削除。最低資本金(3,000万人民元)と初回外商出資比率25%の要求を撤廃。</li> <li>➤ <b>13条</b>: 発起設立の場合、発起人が引受けた株式の代金の払込期限に関する規定を削除。 *しかし、募集設立の場合、設立登記前までに発行株式の全額払込が依然として要求されている。</li> <li>➤ <b>16条</b>: 発起人が引受けた株式の代金の払込は完了する前に、合併・合作・独資会社から株式会社に組織変更が可能になった。</li> </ul>
投資性公司	外商投資による投資性公司設立に関する規定（商務部令〔2004〕22号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>2条</b>: 会社形態として有限責任会社の他に、株式会社を追加。</li> <li>➤ <b>3条</b>: 最低資本金(3,000万米ドル)要求を撤廃。</li> <li>➤ <b>7条</b>: 登録資本の払込期限(営業許可日より2年以内)の規定を削除。</li> </ul>
ベンチャーキャピタル	外商投資ベンチャーキャピタル管理規定（外経貿部・科技部・工商総局・税務総局・外貨管理局令〔2003〕2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>6条</b>: 最低資本金(非法人の場合 1,000万米ドル、法人の場合 500万米ドル;各投資者が引受ける出資額は 100万米ドル以上)の規定を削除。</li> <li>➤ <b>13条</b>: 出資金の払込期限(5年以内)の規定を削除。 ベンチャーキャピタル企業存続期間にわたり減資を禁ずる規定や、管轄部門により許可された減資において、減資後保つべき最低資本金(1,000万米ドル)に関する規定を削除。</li> <li>➤ <b>23条</b>: ベンチャー投資受託管理会社の最低資本金(100万人民元)要求を撤廃。</li> </ul>
リース企業	外商投資リース業管理弁法（商務部令〔2005〕5号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>9条</b>: ファイナンスリース企業の最低資本金(1,000万米ドル)要求を撤廃。 *オペレーションリース企業は「会社法」に準拠することで最低資本金を求められていない</li> </ul>

国際貨物運輸代理企業	外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法(商務部令[2005]19号)	➤ <b>6条</b> : 最低資本金(100万米ドル)要求を撤廃。
物流企業	外商投資物流企業の設立試行に関する問題の通知(外経貿資一函[2002]615号)	➤ <b>4条</b> : 最低資本金(500万米ドル)要求を撤廃。
ファクタリング業務	商業ファクタリング業務の試行実施方案に関する回答(商資函[2012]919号)	➤ <b>1条</b> : 最低資本金(5,000万人民元)要求を撤廃。

(2) 設立後の投資・経営に関するもの

外商投資企業が以下の投資・経営活動を行う前提条件としての、登録資本の全額払込要求などが撤廃されました。

会社活動	関連規定	
中国国内投資	外商投資企業の国内投資に関する暫定規定(外経貿部・工商総局令[2000]6号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>5条</b>: 登録資本の全額払込要求を撤廃。</li> <li>➤ <b>6条</b>: 国内累計投資額の制限(純資産の50%を超えない)を撤廃。</li> </ul>
合併・分割	外商投資企業の合併および分割に関する規定(外経貿部・工商総局令[2001]8号)	➤ <b>9条</b> : 出資金の全額払込や、生産・経営活動の開始等の要求を撤廃。
持分出資	外商投資企業の持分出資に関する暫定規定(商務部令[2012]8号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <b>4条</b>: 持分企業の登録資本の全額払込等の要求を撤廃。</li> <li>➤ <b>8条</b>: 持分出資を含む現物出資比率の制限(投資先企業登録資本の70%を超えない)を撤廃。</li> </ul>
店舗開設	外商投資商業分野管理弁法(商務部令[2004]8号)	➤ <b>8条</b> : 企業の登録資本の全額払込等の要求を撤廃。
国際貨物運輸代理企業の分公司	外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法(商	➤ <b>11条</b> : 登録資本の全額払込要求や、分公司の最低資本金要求を撤廃。

設立	務部令〔2005〕19号)	
----	---------------	--

(3) 設立登記資料や共同年度検査資料に関するもの

以下の行為において、一部の資料提出要求が廃止されました。

会社形態	関連規定	主な改定条文と内容
外商投資企業 ① 国内投資	外商投資企業の国内投資に関する暫定規定 (外経貿部・工商総局令〔2000〕6号)	➤ <b>7条</b> : 奨励類や許可類の業種に投資する場合、投資先会社の設立登記の提出資料から、法定検査機関の発行する登録資本払込済検査証明が不要となった。
② 合併・分割	外商投資企業の合併および分割に関する規定 (外経貿部・工商総局令〔2001〕8号)	➤ <b>20条</b> : 合併申請資料から、法定検査機関が各社に発行した登録資本払込済検査証明が不要となった。 ➤ <b>23条</b> : 分割申請資料から、法定検査機関が分割元会社に発行した登録資本払込済検査証明が不要となった。
株式会社	外商投資株式会社設立の若干問題に関する暫定規定(外経貿部令〔1995〕1号)	➤ <b>14条</b> : 発起設立における設立登記の提出資料から、法定検査機関が各社に発行した登録資本払込済検査証明が不要となった。
投資性公司	外商投資による投資性公司設立に関する規定 (商務部令〔2004〕22号)	➤ <b>6条</b> : 設立登記の提出資料から、出資検査報告書が不要となった。 ➤ <b>17条</b> : 15条業務の申請資料から、出資検査報告書が不要となった。
国際貨物運輸代理企業	外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法(商務部令〔2005〕19号)	➤ <b>13条</b> : 分公司設立申請資料から、出資検査報告書が不要となった。

## 2. 投資性公司の最低資本金に関する留意点

前述のように、2号令により中国で設立する外商投資の投資性公司に対する最低資本金要求が撤廃されました。しかし、外商投資による投資性公司設立に関する規定(商務部令〔2004〕22号)に従い、設立後投資・借入等の活動を行う前提条件として、依然として最低資本金が要求されていますので留意する必要があります。

経営活動	資本金に関する要求
新規出資等 (8条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 以下の出資について、登録資本のうち少なくとも3,000万米ドルが必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たに設立する外商投資企業への出資</li> <li>② 親会社や関連会社が投資して設立した外商投資企業に対する払込完了していない出資額にかかる出資もしくは増資の引受</li> <li>③ 研究開発機構などの設立への投資</li> <li>④ 中国国内企業の株主の持分の購入</li> </ul> </li> </ul>
借入金の限度額 (9条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 登録資本が 3,000 万米ドル以上の場合、借入金は払込済登録資本額の 4 倍を超えないこと。</li> <li>➤ 登録資本が 1 億米ドル以上の場合、借入金は払込済登録資本額の 6 倍を超えないこと。</li> </ul>
分公司設立 (21条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 以下のいずれを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 払込済出資額が3,000万米ドル以上。</li> <li>② 既に10社以上の外商投資企業を投資設立し、もしくは所有していること。</li> </ul> </li> </ul>
地域本部の認定申請 (22条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 以下のすべてを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 払込済登録資本が 1 億米ドル以上、又は払込済登録資本が 5,000 万米ドルを下回らず、申請前 1 年間の投資先企業の資産総額が 30 億人民元を下回らず、かつ利益総額が 1 億人民元以上であること。</li> <li>② 8 条の規定に従い、登録資本のうち少なくとも 3,000 万米ドルを投資したこと。</li> <li>③ 関連規定に従い、すでに研究開発機構を設立していること。</li> </ul> </li> </ul>

以上。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。